

健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足

1件 不当金額(収入) 14億5833万円

(前年度 1件 9億5240万円)

1 保険等の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。また、子ども・子育て拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

2 検査の結果

(注)
機構の12地域部の管轄区域内に所在する133年金事務所が管轄する1,100事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が14億5833万円(健康保険保険料6億1224万円、厚生年金保険保険料8億3007万円、拠出金1601万円)不足していて、不当と認められる。

(注) 12地域部 北海道、東北第二、北関東・信越第一、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国、四国、九州第一の各地域部

<事例>

A会社は、サービス業の業務に従事する従業員74人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち56人については労働時間が短く常用的な使用でないと、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の56人について調査したところ、同会社はこのうち10人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料504万円、厚生年金保険保険料751万円、拠出金14万円、計1271万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			
				健康保険 保険料	厚生年金保険 保険料	子ども・子育て 拠出金	計
				円	円	円	円
北海道	札幌西等7	135	53	1287万	1680万	32万	2999万
東北第二	盛岡等5	74	46	1200万	1441万	27万	2669万
北関東・ 信越第一	浦和等8	64	31	3243万	3081万	60万	6385万
南関東第一	千代田等24	496	232	2億0272万	2億8665万	552万	4億9490万
南関東第二	千葉等15	208	106	4040万	5256万	101万	9399万
中部第一	大曽根等15	305	145	1億1247万	1億6085万	311万	2億7645万
中部第二	静岡1	15	11	548万	843万	16万	1408万
近畿第一	天満等21	403	174	8433万	1億1243万	216万	1億9893万
近畿第二	上京等6	110	45	1717万	2623万	50万	4391万
中国	鳥取等15	285	153	6478万	8299万	158万	1億4936万
四国	松山東等5	100	43	1263万	1444万	27万	2735万
九州第一	博多等11	102	61	1490万	2341万	46万	3878万
計	133か所	2,297	1,100	6億1224万	8億3007万	1601万	14億5833万